定　　款

令 和 6 年 6 月 27 日 改 定

日 和 産 業 株 式 会 社

日 和 産 業 株 式 会 社 定 款

第 1 章　総　　則

（商　　号）

第 1 条　当会社は日和産業株式会社と称す。

英文ではＮＩＣＨＩＷＡ ＳＡＮＧＹＯ ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。

（目　　的）

第 2 条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 飼料の製造及び委託加工並びに売買仲介
2. 遭難雑穀及び船車、倉庫、荷粉品の買受及び販売
3. 内外砕米雑穀類の売買仲介
4. 肥料の製造並びに売買仲介
5. 製飴原料及び醸造原料並びに製油原料の売買仲介
6. 搾油工業並びに油脂類売買仲介
7. 油脂加工業並びに製品の売買仲介
8. 石鹸洗剤類の製造並びに売買仲介
9. 倉庫業及び運送業
10. 輸出入業
11. 損害保険代理業
12. 家畜及び家禽用器具の製造並びに売買仲介
13. 建築業
14. 家畜、家禽類の飼育、畜産物の生産、及び畜産物、食品の加工並びに売買仲介
15. 動物医薬品の販売及び家畜診療事業
16. 再生可能エネルギー等による発電並びに、電気の供給及び販売
17. 上記に関する一切の附帯事業

（本店の所在地）

第　３　条　　当会社は本店を神戸市に置く。

（機　　関）

第　４　条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第　５　条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　６　条　　当会社の発行可能株式総数は、79,591千株とする。

（自己の株式の取得）

第　７　条　　当会社は、会社法第165条第２項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　　当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　9　条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第　10　条　　当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第　11　条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第　3　章　　株　　主　　総　　会

（招　　集）

第　12　条　　当会社は毎年６月に定時株主総会を招集する。

前項のほか必要がある場合は臨時に株主総会を招集する。

（定時株主総会の基準日）

第　13　条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（議　　長）

第　14　条　　株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が複数選定されている場合は、予め取締役会において定めた順位に従い、順位の高い代表取締役が議長となる。代表取締役に事故あるときは予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

（議決権の代理行使）

第　15　条　　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供制度）

第　16　条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第　17　条　　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議 事 録）

第　18　条　　株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録する。

第　4　章　　取締役及び取締役会

（定　　員）

第　19　条　　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選　　任）

第　20　条　　取締役は株主総会の決議によって選任する。
取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第　21　条　　取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任の取締役の残任期間と同一とする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第　22　条　　取締役会は、法令で別段の定めある場合を除き、予め取締役会で定めた取締役がこれを招集しその議長となる。当該取締役に事故あるとき又は欠員のときは、予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

（取締役会の招集通知）

第　23　条　　取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の３日前までにこれを発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。

（取締役会の決議の方法）

第　24　条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（役付取締役及び代表取締役）

第　25　条　　取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各１名、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役会の決議により前項の取締役のうち、各自会社を代表する代表取締役４名以内を選定する。

（役付取締役の職務）

第　26　条　　取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐する。

取締役社長事故あるときは予め取締役会において定めた順位により他の取締役がその職務を代行する。

（報 酬 等）

第　27　条　　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって

定める。

（取締役の責任免除）

第　28　条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　5　章　　監査役及び監査役会

（定　　員）

第　29　条　　当会社の監査役は４名以内とする。

（選　　任）

第　30　条　　監査役は株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第329条第２項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。

3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　　期）

第　31　条　　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（監査役会の招集通知）

第　32　条　　監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の３日前までにこれを発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。

（監査役会の決議の方法）

第　33　条　　監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（常勤の監査役）

第　34　条　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（報 酬 等）

第　35　条　　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第　36　条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　６　章　　会　計　監　査　人

（会計監査人の責任限定契約）

第　37　条　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　７　章　　計　　算

（事業年度）

第　38　条　　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（期末配当金）

第　39　条　　当会社は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第　40　条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（除斥期間）

第　41　条　　期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されない場合には、当会社はその支払義務を免れる。
未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以　　上